

袋井市車両広告募集要項

袋井市では、自主財源の確保と地域経済の振興を図ることを目的に、「袋井市車両広告掲載要領」を定め、市有車両に掲載する有料広告を募集します。

1 募集内容等

(1) 広告の種類

袋井市車両（軽自動車、普通自動車）広告

(2) 掲載車両台数及び掲載料

掲載車両台数	20台
掲載料（両面利用1台につき）	2,000円／月（税込み）

(3) 掲載期間

掲載期間	掲載決定の日の翌月1日から、1ヶ月を単位として最長12ヶ月（1年）間とします。ただし、掲載車両に余裕がある場合は、さらに24ヶ月（2年）間まで更新できます。（1回の申請で最長3年間掲載可能）
------	---

(4) 広告募集期間

随時募集。ただし、掲載車両が満了となった時点で募集を打ち切ります。

2 広告掲載の条件

(1) 広告サイズ

縦30cm×横50cmとします。

(2) 掲載位置

袋井市公用車（軽自動車、普通自動車）両側面。後部には、貼付できません。



広告掲載物貼付箇所
両側面（2枚）

(3) 掲載の要件

掲載広告の制限	車両広告は、次のいずれにも該当しないものとします。 (1) 法令等に違反するもの又はそのおそれのあるもの (2) 公の秩序若しくは善良の風俗に反するもの又はそのおそれのあるもの (3) 人権侵害となるもの又はそのおそれのあるもの (4) 政治性又は宗教性のあるもの (5) 公衆に不快感の念又は危害を与えるおそれのあるもの (6) 社会問題についての主義主張又は意見に関するもの (7) 消費者被害の未然防止及び拡大防止の観点から適切でないもの (8) 青少年の保護又は健全育成の観点から適切でないもの (9) 前各号に掲げるもののほか、広告掲載にあたり市長が不適切と認めるもの
広告の掲載方法	材質：マグネットによるものとし、車両の本体に直接表示する方法によることはできない。 <u>※広告マグネットは広告主（掲載希望者）に作成していただきます。なお、広告マグネットの作成に掛かる経費についても広告主（掲載希望者）の負担となります。</u>

3 申込方法

袋井市車両広告掲載申込書（様式第1号）及び法人又は個人事業主の概要（様式第2号）に必要事項を記入し、押印したものを財政課契約管財係まで持参にて、お申込みください。

併せて、広告掲載案（様式は任意ですが、広告の内容・デザインが分かるもの）、会社案内等（会社概要がわかるもの）を添付してください。

4 決定方法

(1) 審査

袋井市車両広告掲載要領に基づき審査を行い、決定します。

(2) 結果連絡

決定後、速やかに袋井市車両広告決定通知（様式第3号）又は、袋井市車両広告不可通知（様式第4号）により通知します。

5 掲載料納付及び広告掲載物提出

(1) 掲載料納付期限

決定通知に同封する納付書に記載されている期日までに、納付していただきます。

(2) 広告掲載物提出期限

掲載開始日の3日前までに、広告掲載物を提出してください。

6 申込等様式

(1) 袋井市車両広告掲載申込書（様式第1号）

(2) 法人又は個人事業主の概要（様式第2号）

7 問い合わせ先

袋井市企画財政部財政課契約管財係（本庁舎4階）

〒437-8666 袋井市新屋一丁目1番地の1

電話 0538-44-3102 FAX 0538-44-3217

E-mail : zaisei@city.fukuroi.shizuoka.jp

